

2024年4月入学C日程・出題趣旨  
広島大学法科大学院

〔憲法〕

本問は、空知太神社事件判決（最大判平成22年1月20日民集64巻1号1頁）の事例をモデルに、政教分離原則（憲法20条1項後段、同条3項及び89条）の性格及び同原則違反の有無を判断する方法についての理解を問うものである。政教分離原則を制度的保障であると解する判例・通説の立場からすると、同原則違反があったとしても、これを信教の自由の侵害と解することは困難であろうが、住民訴訟（地方自治法242条の2）を通じて同原則違反を主張することは可能である。政教分離原則違反の有無の判断基準としては、津地鎮祭事件判決（最大判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁）で用いられた「目的効果基準」が知られているが、空知太神社事件判決以降はこの定式は明示的には用いられておらず、いかなる枠組みないし基準によるかも問題になるところである。いずれにせよ論述に際しては、何らかのかたちで判断枠組みを説得的に提示し、事案に的確にあてはめることが期待される。

〔刑法〕

偽計によって監禁した場合の事例の解決を目指して、監禁罪の保護法益、監禁の意義、結果的加重犯の成否についての基礎知識の確認し、これらの基本知識及びその理解に基づき、複数の問題解決の論理プロセスを組み立てられるかを問うものである。偽計による監禁の場合、形式的には被害者の同意があることを踏まえ、保護法益の理解と関連して被害者の同意の有効性の判断基準によっても異なる理論構成が考え得ることについても言及されていることが望ましい。

〔民法〕

第1問は、抵当権と利用権の調整が必要となる事例を素材として、法定地上権の成否に関する基礎的理解を問うものである。第2問は、売買契約締結後に目的物が滅失した事例を素材として、危険の移転に関する基礎的理解を問うものである。第3問は、不動産の二重譲渡事例を素材として、民法177条の対抗問題、売買契約の債務不履行責任及び詐害行為取消権に関する基礎的理解を問うものである。また、法制度の根拠となる条文規定の要件・効果について、具体的事例に即して考察する分析力・思考力を試すものである。これらによって、基本的法律知識と法的な分析力、思考力及び論述力を備えているかを判断するものである。

〔小論文〕

医療資源の配分問題について述べた著書の内容について要約させるとともに、その配分を決定する基準の妥当性を検討させ、さらには医療と同様にトレードオフが問題となる高

齡者介護の問題についても検討させることによって、与えられた著書の内容を正確に理解したうえでの、問題分析能力、思考力、論理力、文章構成力の能力等の法科大学院における履修の前提として要求される資質を総合的に問うものである。